

「寄宿舍への器物損壊及び落書問題」について (2)

【ご質問】（投稿日：2018年10月28日）

表題の件のうち、「吉田寮生の安全確保についての基本方針」の実施状況について」に記載されていないことについて、以下の通り質問します。

1. 「新棟内の器物損壊」とは具体的に何がどのように損壊されたのでしょうか。
2. 「旧食堂棟内への多数の見過ごせない落書」とは具体的にどのような落書なのでしょうか。
3. 「本学は何度も自治会に説明を求め続けたが、自治会は従来どおりの「団交」を要求するだけで何らの回答をしないまま、同年7月を迎えた」とのことですが、器物損壊や落書をした人物が誰なのかを大学として未だに把握できていないのでしょうか。
4. 大学の財産である吉田寮の建物が不当に損壊・汚損されたことに対し、大学は吉田寮自治会に説明や、場合によっては賠償を求めて法的措置をとるべきであると考えますが、これまでにそのようなことをしてきたのでしょうか。あるいは、これからする予定なのでしょうか。

以上、ご回答よろしくお願いたします。

【回答】（回答日：2018年11月5日）

（学生担当理事・副学長 川添信介）

1. 2. 3. 個別具体的な事実関係の問い合わせにはお答えしかねます。「吉田寮生の安全確保についての基本方針」の実施状況について（下記 URL 参照）に記載のとおりです。

http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/events_news/office/kyoiku-suishin-gakusei-shien/kosei/news/2018/documents/180828_1/01.pdf

4. 本件についての法的措置は、これまで行ったことはありません。